

「侯侍郎直諫表」と書儀

——Дх.01698 について*

山本孝子

はじめに

本稿では、ロシア科學アカデミー東方學研究所サンクトペテルブルク支所に所藏される Дх.01698 を扱う。この寫本は、メンシコフ目録¹に、表裏両面ともに「書儀」として紹介されるもので、寫眞は、『俄藏敦煌文獻』²に、同じく「書儀」として収録されている。管見の限りではあるが、先行研究において十分に検討されたことはなく、敦煌發見の書儀を多く集めた趙和平『敦煌書儀研究』³や同『敦煌表狀箋啓書儀輯校』⁴にも収録されない。最近になってようやく、『敦煌書儀語言研究』附載の「敦煌書儀寫卷目録」に表狀箋啓書儀のひとつとして挙げられたのみで⁵、詳しい内容には觸れられていない。

ここでは、Дх.01698 について、寫本としての基本的情報を整理し、内容を簡単に紹介すると同時に、書儀としての性格を考察してみたい。

* Дх.01698 は、俄藏敦煌文獻輪讀會第三十二回會合（2007年9月15日）における會讀文獻である。本稿の執筆に当たっては、例會に参加された高田時雄先生、辻正博先生、高啓安先生、馮培紅先生、藤井律之先生、永田知之先生、米田健志先生より貴重な御意見を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

¹ Описание Китайских рукописей Дуньхуанского фонда Института народов Азии, Москва, Изд-во Восточной лит-ры, 1963-1967; [中國語譯] 孟列夫『俄羅斯科學院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌漢文寫卷跋錄』上海古籍出版社, 1999。以下、メンシコフ目録あるいは単に目録という場合は、これを指す。なお、Дх.01698 は、目録番號 2877 (вып.2 所收)。

² 『俄羅斯科學院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文獻』上海古籍出版社, 1997, 第八册, pp.303-304。

³ 臺北, 新文豐出版公司, 1993。主に吉凶書儀を収録する。以下『研究』と略稱する。

⁴ 南京, 江蘇古籍出版社, 1997。以下『輯校』と略稱する。

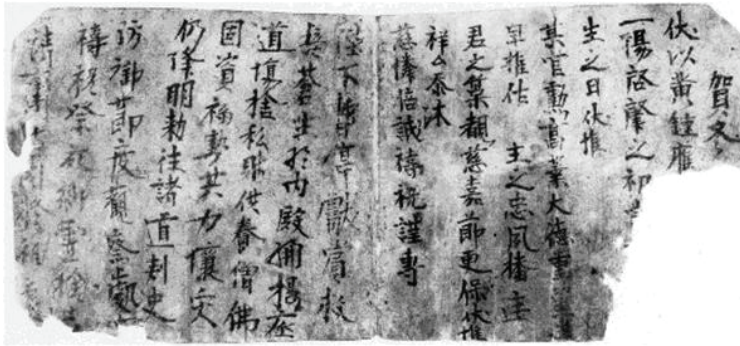
⁵ 張小豔『敦煌書儀語言研究』北京, 商務印書館, 2007年, pp.30-34。p.30 に Дх.01698 に簡単な説明があるが、目録から分かる範囲の情報にとどまっている。さらに寫本に残されるのは全 32 行とするが、実際には目録にある通り全 33 行確認することができる。

1. 寫本の形態

【recto】

[B]

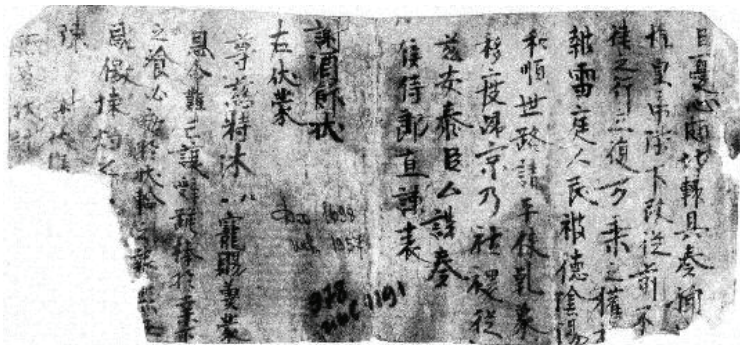
[A]



【verso】

[D]

[C]

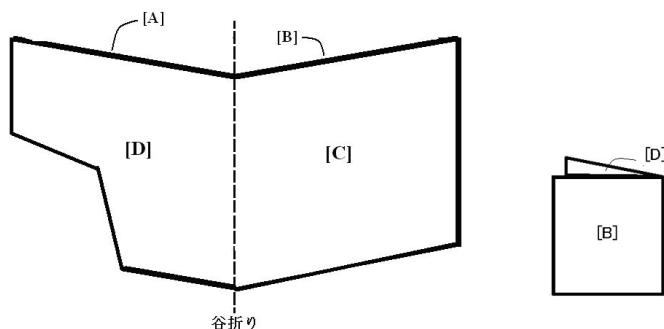


※本稿では便宜上、表面右半分（1～9行目）を [A]、表面左半分（10～17行目）を [B]、裏面右半分（1～8行目）を [C]、裏面左半分（9～16行目）を [D] とした。

Дx.01698 は、右下部が欠損するが、一行あたり 8 から 11 字、表裏全 33 行からなっている。右開きの冊子本の一葉が剥がれ落ちたものであり、メンシコフ目録によれば、寸法は一面当たり縦 10 × 横 10.5cm である⁶。寫本の大きさから考えて、一紙を四つ切りにした紙を半分に折って糊付け、製本された粘葉綴の冊子であっ

⁶Дx.01698 全体を見開いた状態では、縦 10 × 横 21cm ほどの大きさになるはずである。

たとえられる⁷。折り跡と思われる線が、表面9行目と10行目の間、裏面8行目と9行目の間に見られる。



寫本両面には三つの書儀が書寫されており、本文中に①「侯侍郎直諫表」（verso 8行目）、②「謝酒飯狀」（verso 9行目）、③「賀冬」（recto 1行目）の標題が見られる。目録では、[D] → [A] → [B] → [C] の順に本文が續くとして寫本表面を内側にして半分に折られていたものと捉えられているが、内容から判断して上の圖に示したように [B] → [C] → [D] → [A] の順に表面が外側になるよう二つ折りに復元するべきである⁸。つまり①（[B] + [C]）は首缺尾完、尾題を有し、②（[D]）は首尾完結、首題が附されており、③（[A]）は首完尾缺、首題を残すということになる。

⁷寫本寫眞を見る限り、糸で綴じられた形跡は見られず、一枚ずつ折り目の外側に糊を付けて綴じ固めて製本されていたものと判断できる。敦煌發見の冊子本については、Jean-Pierre Drège, *Les cahiers des manuscrits de Touen-houang, Contributions aux études sur Touen-houang*, Genève-Paris: Droz, 1979, pp.17-28を参照。大英圖書館に155點、I.O.L.に11點、フランス國立圖書館に120點（内21點はチベット語のもの）、ギメ東洋美術館に1點、サンクトペテルブルクに約60點、敦煌文書全體でおおよそ400點の冊子本が確認されているとのことである。藤枝晃『文字の文化史』（東京：岩波書店，1971）によれば、敦煌文書中のはすべて9～10世紀のものであるという。S.5472「朋友書儀」（21.3x14.2cm）、S.5593「新集書儀（吉凶）」（15.3x11.3cm）、P.3931「靈武節度使表狀集（表狀箋啓）」（23.5x15.3cm）など書儀の中にも比較的多くの冊子本が含まれており、書簡や典禮儀注の範例文書であるという書儀の性格上、卷物より携帯や参照に適した冊子本が好まれたものと考えられる。その中でも Dx.01698 はサイズが比較的小さいものである。

⁸内容については次章参照。釋文は、本來あるべき順に示している。

2. 書儀の内容

上でも述べた通り、Dx.01698には①「侯侍郎直諫表」、②「謝酒飯狀」、③「賀冬」の三つの独立した書儀（書簡の文例）が記されている。以下、個別に内容を確認していきたいと思う。

2.1. 「侯侍郎直諫表」

2.1.1. テキスト

[B]

- 01 陛下、暫停戲¹賞、救
- 02 接蒼生。於内殿²開³揭底⁴
- 03 道場、捨⁵私財寶⁶、供養僧⁷佛、
- 04 固⁸資⁹福勢¹⁰、共力禳¹¹災。
- 05 仍降明勅¹²、往¹³諸道刺史、
- 06 防禦、節度、觀察¹⁴、處 [□]¹⁵
- 07 禱祝¹⁶、祭祀鄉靈、捨 [造]
- 08 清齋、[□□]¹⁷於福 [慶]

[C]

- 09 臣憂心頗切、輒¹⁸具奏¹⁹聞。[伏]²⁰
- 10 惟皇帝陛下、改²¹從前不
- 11 律之行、立復²²萬乘之權、[□]
- 12 報雷庭²³、人民備²⁴德、陰陽
- 13 和順、世路請²⁵平。使乾象
- 14 移度²⁶歸京²⁷、乃社稷從
- 15 茲安泰。臣亾、謹奏。
- 16 侯侍郎直諫表

【校勘】⁹

- 1 戲：原作「獻」。據 P、『考異』改。
- 2 内殿：『考異』作「殿内」。
- 3 開：『考異』作「立」。
- 4 底：P 作「諦」。

⁹Dx.01698 を底本とし、(1)P.2811v「金紫光祿大夫守刑部尚書兼御史中丞侯昌葉直諫表」および(2)『資治通鑑考異』との校勘を行った。(1)(2)のテキストは次に挙げる通り。

- 5 捨：『考異』作「以無」。
6 寶：原缺。今據 P 補。『考異』作「帛」。
7 僧：『考異』作「諸」。
8 固：P 作「同」、『考異』作「用」。
9 資：P 作「茲」。
10 福勢：P 作「世福」、『考異』作「世祿」。
11 禳：原作「攘」。據 P 改。
12 勅：P 作「恩」。
13 往：P 作「抑」。
14 刺史、防禦、節度、觀察：P 作「節度、觀察、防禦、刺史」。
15 處□：P 作「虎心」。
16 禱祝：P 作「禮禱」。
17 □□：P 作「同」
18 輒：P 作「敢」。
19 奏：P 作「走」。
20 伏：原缺。據 P 補。
21 改：P 作「斷」。
22 復：P 作「已後」。
23 □報雷庭：P 作「□□」。
24 備：原作「被」。據 P 改。
25 請：P 作「晴」。
26 度：P 作「動」。
27 京：P 作「圖」。

【譯文】……陛下はひとまず遊興を止め、民草をお救い [ください]。内殿に揭帝道場を開き、私財をなげうって、僧佛を供養し、世俗的善行をしっかりと資け、力を共にして災いを拂われますように。すなわち明白な勅を下し、諸道の刺史、防禦、節度、觀察を往かせて、…祈りをささげ、靈をまつり、齋を設け、福慶に…されますように。わたくしめの憂える気持ちが甚だしいため、具にお聞かせ申し上げます。伏して思いますには、皇帝陛下におかれましては、これまでの律せざる行いを改められ、直ちに萬乗の權力を復活させ、雷庭を…されますように。人民は徳を備え、陰陽は調和し、世の中が平和になりますように。天象を動かし歸京させられ、國家がそれによって安泰しますように。臣某、謹んで申し上げます。

侯侍郎直諫表

(1) P.2811v 「金紫光祿大夫守刑部尚書兼御史中丞侯昌業直諫表」¹⁰

01 金紫光祿大夫守刑部尚書兼御史中丞侯昌業直諫表

02 臣聞，三皇理化，委形質而分別九州。五帝臨朝，斷龜足而始畫八卦。

03 羲軒既降，堯舜尋生，使上國漂聖德之聲，異域制崇之路。後

04 乃觀音現於靈應，志公出自梁朝。具載繁文，略述其耳。況休祥感

05 應，人之自爲，暴起風煙，國之自致。陛下自龍車昇殿，可處萬邦，不習

06 先皇之指蹤，唯留後患之根本。育有存者，不重於貴賞，忠貞者，每

07 重於員僚。文武交加，旌麾渾雜。王郢是江源小吏，結構崇征，未縱

08 奢群，便生患計。陛下亦是不納李蔚、杜希聲警之諫^(A)，遂興士卒以

09 就誅之浪跡。參差難除根本。遂使王先之暴亂，尚君長再興。紫存復

10 起於江西，黃巢鳩集於江北。至今游歷翻覆，討蕩鄉閭，燒劫郡城，煞

11 傷黎庶。哀哉痛切，損害編毗，十室九空，悲聲不絕。臣見菩薩戒云、「

12 一切地水，是我先身，一切火風，是我本體。」六道死生猶是人之父母，萬乘之

13 主，劫不惜於蒼生天。散割龍威，唯求戲樂。翫嬪妃於前殿，弄鸞雀於復(後)

14 宮。御步東軍，驟游西內。輕邦棄國，不質正化之聲；每恣兇襟，唯留敗

15 天之響。臣去咸通年中曾授司天御史，忝知乾象，謬辯星辰。近日

16 已來，災祥變動。昔一千三百八縣，咸授首於中原；七百八十二星，竝是先光

17 於化極。昨去二月一日夜，見扶匡不朝於帝主，積卒已背於軒轅。六甲勾

18 陳，往來交錯，騰蛇附路。大理却於天厨，三臺向積水之河，八座游攝

19 提之境。乾象既能差異，世界豈得安寧。感動幽玄，是天子之過也。

20 臣明求五道，闡祝冥官，悚惕向班列之中，願早過閻浮之世^(B)。非輕

21 俸祿，實籍休人。授爵秩，不逢有德之君，立戰鬥，佐無道之主^(C)。

22 陛下自合知非。飛龍在天，乾敷四象。乾坤之政，禮合八儀，祇得四

¹⁰録文は『敦煌社會經濟文獻真蹟釋録』第四輯 pp.331-336 (唐耕耦・陸宏基編，北京，全國圖書館文獻縮微複製中心，1990。以下『真蹟』と略稱する。)および郭鋒「敦煌本《侯昌業直諫表》與晚唐懿、僖時期之政局」『蘭州大學學報』(社會科學版)1991年第3期，pp.101-107に發表されている。ここでは、これらを参照しつつ、寫本寫真(『法國國家圖書館藏敦煌西域文獻』上海，上海古籍出版社，2001，第18卷，pp.347-349)に基づいてできる限り改めた。繁雜さを避けるため、寫本の書き込み、誤寫などは割愛した。特に指摘しておくべきは先行研究と異なり、直諫表を書いた人物の名を「侯昌業」ではなく、「侯昌業」としたということである。敦煌寫本中の「業」と「業」の字はよく似ており(黃征『敦煌俗字典』上海教育出版社，2005，pp.487-488参照)、寫真からでははっきりしないため『資治通鑑』などの編纂史料に従うこととした。太字で示すのがJx.01698に、下線部が『資治通鑑考異』に引用される『續資治通鑑長編』にそれぞれ該当する部分であり、右肩のアルファベットで對應關係を示した。なお、P.2811vはパリ目録(Catalogue des manuscrits chinois de Touen-houang, Paris, Bibliothèque nationale)未刊の爲、寫本の詳細な情報は分からないが、『敦煌遺書總目索引』(北京，商務印書館，1962)によれば、表裏両面に占星書が書寫される折葉装の本である。なお、この中でも「侯昌業」とされている。

23 海晏靜，萬方安泰。使蠻夷自伏，戎虜休征。不望堯舜之年，且
24 同先帝之日^(D)。豈得少年天子，惑亂大邦，明取尹令遇指揮暗稱王
25 士，志誠進狀。強奪波斯之寶，抑取茶店之珍。渾鑲櫃坊，全城
26 般運^(E)。使千門悲悼，萬戶銜冤。慟氣徹於青霄，祥雲覆於憂戚。
27 宰相豆盧瑑、國史韋蟾并三諫，皇恩一無聽覽。亡命山澤，北在
28 胡虜之鄉，大國中華，豈合如此。陛下不見頻年歉旱，累歲蝗蟲，
29 凡簇寂然，波瀾沸溢。不思患，唯務貧歡。使胡野有冤抑之聲，
30 八表無靜煙之氣。陛下自登九五，彰禍頻爲。朱紫則亂賜於宣徽，
31 昇沉悉皆於大內，宮人侍女，每奏諫而宜依，極品重臣，獻盡忠而不納。
32 爲復是唐家合去之年，陛下壽足之歲^(F)，恣監憂甚，乖張頗深。臣
33 聞『周易』云、「方以類聚，物以群分，吉凶定也。」陛下類聚則應凶於乾象，
34 群分則無吉向人。萬物逆行，皆猶天地。臣登科進，再及宏詞，授祿丹庭，
35 事緘糾默。東連渤海，西接流砂，南徹幽沽，北連玄闕，四方之內，具委淺
36 深。六律之中，綱紀被矣。路值遷騫，定陽春之至。君王失政，必見社稷傾
37 危。況今邊塞未寧，草軍興亂。於私則日夜匪懈，於公則常布愛
38 憎。權勢朝愚，聖同定矣。陛下納臣之諫，如摧屋再立根基，取臣之
39 言，善將安泰，即得金城永堡，世路和平。臣死，同滄海去其涓流，國
40 變，則陛下將何塞責。伏惟陛下，或因停歡罷戲，寢殿之中，拓手心頭，
41 誠爲思忖。終將混濁之跡，何以政化之蹤。保取太帝，善爲千載。修天子之
42 禮，定天子之威，將忠孝者爲股肱，用心信者，充爲耳目。今乃歲當記庚子，
43 次入丑年。國君不修、交見虧露。且女星本管大行之山，牛宿根由之嶺。
44 行度差別，換及紀綱。賴司錄游，却成安泰。自後江淮海岱，晉益燕
45 已來，人民瘴疫思甚，靈燈晝續，鬼火夜行。萬戶悲聲，千里不絕。陛
46 下暫停戲賞，救援蒼生。於內殿開揭諦道場，捨私財寶，供養僧
47 佛，同茲世福，共力禳災^(G)。仍降明恩，抑諸道節度、觀察、防禦、刺史、
48 虎心禮禱，祭祀鄉靈，捨造清齋，同於福慶。臣憂心頗切，敢具奏
49 聞。伏惟皇帝陛下，斷從前不律之行，立已後萬乘之權。□ [□□
50 人民備德，陰陽和順，世路晴平。使乾象移動歸圖，社稷 [□□□
51 輒將肝膽，輕副天威。頓首闕庭，誠惶誠恐，謹言。 [

(2) 『資治通鑑考異』卷二十四・唐紀十六¹¹

廣明元年正月、侯昌業上疏極諫賜死。『續寶運錄』¹²云、「司天少監侯昌業上疏、其

¹¹四部叢刊所收宋刊本に據る。(1) 同様、Jx.01698 に該當する部分は太字で示した。

¹²『新唐書』卷五十八・藝文志：『續皇王寶運錄』十卷、韋昭度・楊涉撰（中華書局標點本 p.1467）。

略曰、『陛下不納李蔚、杜希敖之諫^(A)。』又曰、『臣乃明祈五道、暗祝冥官、悚息於班列之中、願早過於閻浮之世^(B)。』又曰、『受爵不逢於有德之君、立戟每佐於无道之主^(C)。』又曰、『又不望堯、舜之年、得同先帝之日^(D)。』又曰『明取尹希復指揮、暗策王士成進狀、強奪波斯之寶貝、抑取茶店之珠珍、渾取匱坊、全城般運^(E)。』又曰、『莫是唐家合盡之歲、爲復是陛下壽足之年^(F)。』又曰『伏惟陛下、**暫停戲賞、救接蒼生、於殿內立揭諦道場、以無私財帛供養諸佛、用資世祿、共力攘災^(G)**。』表奏、聖上龍威震怒、侍臣驚悸。宣徽使宣云、『侯昌業付內侍省、侯進止。』翌日午時、又內養劉季遠宣口勅云、『侯昌業出自寒門、擢居清近、不能修慎、妄奏閑詞、訕謗萬乘君王、毀斥百辟卿士、在我彝典、是不能容。其侯昌業宜賜自盡。』『北夢瑣言』曰、「唐自廣明後、闖人擅權、置南北廢置使、軍容田令孜有回天之力、中外側目、而王仙芝、黃巢剽掠江、淮、朝廷憂之。左拾遺侯昌業上疏極言時病、留中不出、命於仗內戮之。後有傳侯昌業疏詞不合事體、其末云、『請開揭諦道場以銷兵厲。』似爲庸僧僞作也。必若侯昌業以此識見犯上、宜其死也。」今從之。

2.1.2. 内容

これは、字句に若干の異同が認められるものの、校勘に用いた(1)P.2811v「金紫光祿大夫守刑部尚書兼御史中丞侯昌業直諫表」及び(2)『續寶運錄』(『資治通鑑考異』所引)に見られる直諫表と明らかに同一内容のものである¹³。しかしながら、Dx.01698はあくまで書儀であり、結びの句(verso7行目)では「臣ム」という書儀の常套句に置き換えられている。Dx.01698に残るのは直諫表のごく一部分のみであるが、もとの直諫表に手を加え、書儀としての體裁が整えられていたことが垣間見られる。

敦煌發見の書儀には、史實を如實に反映していると考えられるものが多数存在し、實在の人物名や出來事が現れる場合も少なくない。ただDx.01698のように、實際に差し出されたであろう書簡文の原形と、それをもとに作成されたと考え得る書儀が揃って現存している例は他に類を見ない。以下、侯昌業の直諫表について簡単にまとめる¹⁴。

直諫表はP.2811v、『資治通鑑考異』に引用される『續寶運錄』、そしてDx.01698に見ることができる。また上表の背景については、

¹³この直諫表は佚文であり、(1)P.2811vは、一部寫本が缺損しているものの首尾完結していて、直諫表のほぼ全文が明らかとなる貴重な史料である。

¹⁴詳しくは前掲郭鋒論文を参照。ここでは、Dx.01698に關連して、重要な點あるいは先行研究を補うべき點のみを取り上げる。

令孜知帝不足憚、則販鬻官爵、除拜不待旨、假賜緋紫不以聞。百度崩弛、内外垢玩。既所在盜起、上下相掩匿、帝不及知。是時賢人無在者、惟佞鄙沓貪相與備員、偷安噤默而已。左拾遺侯昌蒙不勝憤、指言豎尹用權亂天下、疏入、賜死內侍省。（『新唐書』卷二百八「田令孜傳」、中華書局標點本 p.5885）¹⁵

左拾遺侯昌業以盜賊滿關東、而上不親政事、專務遊戲、賞賜無度、田令孜專權無上、天文變異、社稷將危、上疏極諫。上大怒、召昌業至內侍省、賜死。（『資治通鑑』卷二百五十三・唐紀六十九・僖宗廣明元年（880）、中華書局標點本 p.8220）

という簡単な記述があるのみである。侯昌業は、唐末の混亂の中、政治を顧みない僖宗を諫める表を奉り、死を賜っている。

これらの史料を比較するとき問題となるのは、直諫表を奉った人物の名と職官である¹⁶。整理すると次のようになる¹⁷。（今回新たに加えた史料には※を附した。）

P.2811v：

侯昌業 金紫光祿大夫（正三品）守刑部尚書（正三品）兼御史中丞（正五品上）

Дх.01698 ※：

侯（姓のみ） 侍郎（正四品）

『續寶運錄』：

侯昌業 司天少監（『舊唐書』 p.1336：正四品；『新唐書』 p.1215：正四品上）

『新唐書』※：

侯昌蒙 左拾遺（從八品上）

『資治通鑑』、『北夢瑣言』：

侯昌業 左拾遺（從八品上）

まず、名前に關して郭鋒は『資治通鑑』、『續寶運錄』、『北夢瑣言』の編纂史料からの引用文も含め、論考中一貫して「侯昌業」としているが、その理由など何ら觸れるところはない。上に挙げた名のうち『新唐書』に見える「侯昌蒙」は、P.2811vの文字は「蒙」とは讀めず『資治通鑑』その他史料を鑑みて、これが正しいという可能性は低いのではないと思われる。

官位については實際より高く記されることは考えにくいだが、書寫される際に作

¹⁵直諫表を提出した人物が「侯昌蒙」となっているが、記事の内容から同じ事件について述べていると判断した。

¹⁶職官に關しては、前掲の郭鋒論文でも検討されていて、P.2811vを根據として正史で空白になっている乾符五年（878）～六年（879）の刑部尚書が侯昌業ではないかという結論に至っている。

¹⁷礪波護『唐の行政機構と官僚』（東京、中央公論社、1998）巻末の附表「唐代百官表」（『大唐六典』に基づく）、『舊唐書』「百官志」および『新唐書』「百官志」を参照した。

爲的に書きかえられた可能性も排除しきれず、上表した時点で実際にどの職についていたか判断しがたい。郭鋒氏の言う通り P.2811v15 行目の「司天御史」が『續寶運録』「司天少監」に相当するとすれば、Dx.01698 の「侍郎」もまた侯昌業自身が実際に就いたことのある職官であったのではないかと察せられる。しかしながら、Dx.01698 のもととなった直諫表ですでに「侍郎」とされていたのか、書儀に作り替える際に書きかえられたものなのか、どの段階で手が加えられたのかという点についてもはっきりしない。さらに、「左拾遺」については、別の想定も可能ではないと思われる。侯昌業と同様に、中和元年（881）に僖宗を諫めようとして不幸な運命をたどった孟昭圖という人物が存在する¹⁸。史料に記される彼の職官もまた「左拾遺」とあり¹⁹、近い時期によく似た状況で起こった二人の死が『新唐書』や『資治通鑑』において、侯昌業の職官を混同させたということも疑われる。

史書にもほとんど觸れられない事件を反映するこのような直諫表が、「賀冬」「謝酒飯狀」といった類例の多い一般的な書儀とともに記されているのは興味深い。

2.2. その他の書儀

残る二つの書儀は、際立った特徴のないありふれたものである。

2.2.1. 「謝酒飯狀」

[D]

- 01 謝酒飯狀
- 02 右伏蒙
- 03 尊慈、特沐 寵賜。冀蒙
- 04 恩命、難亡(忘)讓辭、跪捧於業(?)下
- 05 之殮、必效於狀輪之報。[無任]
- 06 感激悚灼之 [至。謹…
- 07 陳 謝。伏惟
- 08 照察。謹狀。

¹⁸僖宗を諫めようとして田令孜に殺された孟昭圖については、『資治通鑑』卷二百五十四・唐紀七十・僖宗中和元年（881）（中華書局標點本 p.8255）、『新唐書』卷九「僖宗本紀」（中華書局標點本 p.273）、そして侯昌業の一件と同じく『新唐書』卷二百八「田令孜傳」（中華書局標點本 p.5885-5886）に記録が残されている。

¹⁹『新唐書』「田令孜傳」に、「初、昭圖知正言必見害、謂家隸曰、『大盜未殄、宦豎離間君臣、吾以諫爲官、不可坐觀覆亡、疏入必死、而能收吾骸乎。』」とあり、孟昭圖はおそらく実際に拾遺の職にあったと推測される。

酒飯を謝するの状 右伏して尊き慈しみを蒙り、特別に寵愛に浴させて
いただいております。こいねがわくは、忘れ難きありがたいおことば
を頂戴し、跪いて…の夕食をいただき、必ずや状輪のお知らせ？ に則
らんことを。感激し恐れ戦く気持ちに堪えません。…感謝申し上げます。
伏して照察されんことを願います。謹状。

【語註】

○右伏蒙～伏惟照察。謹状。

公的な書簡文の冒頭および結句の定型表現。参考までによく似た書式を持つお禮の手紙を
一例挙げておく。P.3449「刺史書儀」：「謝送物廻書卑物色臨時着右伏蒙眷私、特垂厚賜。
稟依殷重、尋已捧留、不任感佩之至。謹状披謝。伏惟照察。謹状。」（録文：『真蹟』第五
輯 p.371, 趙和平『輯校』 p.186）

○陳謝

通常、「謹修狀陳謝」、「謹具狀謝」、「謹奉狀陳謝」のように「謹んでお手紙を差し上げま
す」という内容の文言が挿入される。寫本の缺損状態からこのような定型句が書寫されて
いたと考えて問題ないだろう。なお、ここでは禮状であるので「陳謝」となっているが、
賀状であれば「陳賀」、挨拶状であれば「起居」などに置き換えられる。

【内容】

禮状の文例は枚舉に遑がない²⁰。物を受け取ったことに對するものから「謝進士及
第讓狀」²¹のようなものまで、内容はさまざまである。そのうちここで扱う「謝酒
飯狀」に近いものとしては、P.3449「刺史書儀」「送生料酒食謝狀」²²、S.5623「新
集雜別紙」「謝飯狀」²³を挙げることができる。以下に録文を示す。

P.3449 送生料酒食謝狀 具銜

右ム伏蒙臺恩、特賜前件物等。謹依鈞誨、跪受訖、下情無任感恩榮躍。

謹具狀謝。謹録狀上。云云。

S.5623 謝飯狀

右ム伏蒙司空臺慈特垂、寵召卑情無任感戴之至。謹修狀陳謝。謹録上。

P.3449、S.5623、Дх.01698 いずれにおいても、本文では相手の特別な計らいによっ
て何らかの物を受け取った旨が伝えられ、それに對する自分の喜び感謝の氣持

²⁰「甘棠集」（録文：趙和平『輯校』 pp.1-76, pp.166-212；趙和平『敦煌本《甘棠集》研究』臺
北，新文豐出版公司，2000，pp.51-176）や「刺史書儀」（録文：趙和平『輯校』 pp.166-212）に比
較的まとまった数を見ることができる。

²¹録文：趙和平『輯校』 p.37；趙和平『敦煌本《甘棠集》研究』 pp.154-156。

²²録文：趙和平『輯校』 pp.177-178；『真蹟』第五輯，pp.365-366。

²³録文：趙和平『輯校』 p.140。

ちが述べられている。これは禮狀の書式として他の書儀にも共通するものである。

2.2.2. 「賀冬」

[A]

- 01 賀冬 [
- 02 伏以黃鍾雁 [
- 03 一陽啓肇之初□ [
- 04 生之日。伏惟
- 05 某官勳高業大、徳重望崇 (?)、
- 06 早推仕 主之忠、夙播匡
- 07 君之策、靚慈嘉節更保。伏惟
- 08 祥ム忝沐
- 09 慈憐、倍誠禱祝。謹專

賀冬

伏して思いますには、十一月雁が…し、(陰が極まり、變わって) 陽が始まり…の日です。伏して思いますには、某官の勳は高く、業は大きく、徳は重く、望は崇く、早くより君主につかえるという忠誠を推しすすめられ、早くより君主を正す策を廣められてきました。慈しみをお示しになりこの喜ばしい節日を更に保たれますように。伏して思いますには、幸いにも某は(あなたさまの) 慈愛に浴し、祈り祝福する氣持ちが増しております。謹んで…

【語註】

○黄鍾

十一月を指す。『淮南子』「天文訓」：「日行一度，十五日爲一節，以生二十四時之變。斗指子則冬至，音比黄鍾。」高誘注：「黄鍾，十一月也。鍾者，聚也，陽氣聚於黄泉之下也。」；P.2646 「新集吉凶書儀」：「律呂名……十一月 黄鍾」（録文：趙和平『研究』 p.520）

○雁…

十一月の季節の挨拶が續くはずである。寫本の殘畫からだけで判断すれば「膺時納祐」の常套句に復元することも不可能ではないが²⁴、次行との關係から季節の挨拶が續くはずで

²⁴この定型句は、S.1725v「唐前期書儀」「賀至歲啓」（録文：趙和平『研究』 p.427）や S.6537v14「大唐新定吉凶書儀」「賀冬表」（録文：趙和平『研究』 p.496）「賀正冬表」（録文：趙和平『研究』 p.500）などに見られる。P.3637「新定書儀鏡」「賀正冬啓」（録文：趙和平『研究』 p.378）：「名啓、晷運推移、日南長至。伏惟大夫膺時納祐，壺無不宜。」

あり、不自然であると考えた。

○一陽啓肇之初…生之日

「黄鍾」は十一月に差し出される書簡に広く用いられる語であるが、「一陽啓肇」の一句からこの書儀が冬至のお祝いの文例であると判断できる。ここでは、「賀冬」の標題も附されており、冬至の賀状であることは明白である。P.3691「新集書儀」「又冬至」²⁵：「伏以時推廣運、節及周正〔周時以冬至爲正〕。一陽肇分〔冬至則一陽生、百草萌動〕、百度惟新。」その他、P.3100v「書儀」「冬至」²⁶では「一陽始震」、S.4374「書儀」「同前冬至」²⁷では「一陽膺候」などの表現が見られる。欠損部分を復元することはできないが、『周易』「復」象傳：「雷在地中、復、先王以至日閉關、商旅不行、后不省方。」孔穎達疏：「冬至一陽生、是陽動用而陰復於靜也。」；『淮南子』「天文訓」：「日冬至則斗北中繩、陰氣極、陽氣萌。故曰冬至爲德〔德、始生也。〕」²⁸。に基づく表現が期待される。

○謹專……

結句の定型表現の一部であると思われる。したがって、この「賀冬」の文例の後半部分の欠損はそれほど多くない。「謹專修（/奉/附）狀陳賀以聞」或いはそれに近い文言が續くはずである²⁹。

【内容】

これは冬至に交わされる挨拶の文例であり、類似の書儀は比較的多く残されている³⁰。その中には辭儀もあれば書儀もあり³¹、Dx.01698は標題が「賀冬」で欠損し

²⁵録文：趙和平『研究』p.674。

²⁶録文：趙和平『輯校』p.389。

²⁷録文：趙和平『輯校』p.393。

²⁸P.3900「武則天時期書儀」（録文：趙和平『輯校』p.156）にも引用される。

²⁹書儀に見られる「專」については、楊莉「敦煌文獻書儀考——『敦煌社會經濟文獻真蹟釋録』を中心に」『人間文化研究科年報』（奈良女子大學）22、2006、pp.297-308で検討されている。

³⁰古くより冬至は重要な節句であり、唐代でも特別な日として扱われていたことによるのだろう。書儀の需要も高かったと思われる。S.6537 鄭慶餘撰『大唐新定吉凶書儀』には「元正日、冬至日右已上二大節准令休暇七日。」（録文：趙和平『研究』p.492）とあり、正月に並ぶ行事であったことが知られ、官民、僧俗問わず祝賀活動が行われていたようである。書儀の文例も「慶正冬表」（P.3900「武則天時期書儀」）や「賀正冬啓」（P.3637「新定書儀鏡」ほか）のように冬至と年始の挨拶文は並記されることが多い。P.3900「武則天時期書儀」「慶正冬表」：「臣名言、元正肇祚、萬物惟新。（原注：冬至即言、晷運環周、日南長至。）。唐代の冬至の様子については、『入唐求法巡禮行記』（838年11月27日、839年11月9日、840年11月26日、841年11月1日）に見ることができる（本文中の引用参照）。日記の中で毎年觸れられる年中行事は珍しく、最も重要なものの一つであったと思われる。また、朝廷内における冬至の活動については『新唐書』「禮樂志」などから伺い知ることが可能である。冬至については劉曉峰「日本冬至考——兼論中國古代天命思想對日本的影響」『清華大學學報』（哲學社會科學版）2007年第3期 pp.100-110に詳しい。

³¹辭儀については、那波利貞「中晚唐時代に於ける接客辭儀類の著書の出現に就きて」『東西學術研究所論叢』第九、1953、pp.1-39参照。書儀は「書牘の模範標準文」、辭儀は「口上挨拶の模範言話の集録」と定義できる（p.28）。

ていてどちらの可能性も考えられる³²。ただ「辭儀と書儀とは表裏の如き關係に在るもので、口にて話す所をば文字にて書けば書簡文であり、書簡に書くべきことをば口を以て話せば辭儀である譯である」³³と指摘される通りで、一線を畫するものではなかったと思われる³⁴。圓仁の『入唐求法巡禮行記』卷三には、

廿六日、冬至節。僧中拜賀云、「伏惟和尚久住世間、廣和眾生。」臘下及沙彌對上座說、一依書儀之制。沙彌對僧、右膝着地、說賀節之詞。喫粥時、行餛飩菓子。(開成五(840)年十一月二十六日條)

とあり³⁵、圓仁が當時滞在していた長安で目にした冬至の様子が記されているが、僧侶等が述べるあいさつの言葉は「書儀」に依っていたことがわかる。唐代の人々も辭儀を廣義の書儀に含めて特に區別していなかったようである。

さらにもう一例、同書の卷一より揚州府で迎えた冬至についての記事を引用する。

廿七日、冬至之節、道俗各致禮賀。在俗者拜官、賀冬至節。見相公、即道、「[晷]運推移、日南長至。伏惟相公尊體萬福^(a)。」貴賤官品并百姓、皆相見拜賀。出家者相見拜賀、口敍冬至之辭、互相禮拜。俗人入寺亦各有是禮。眾僧對外國僧即道、「今日冬至節、和尚萬福。傳燈不絕、早歸本國、長爲國師^(b)」云云。各相禮拜畢、更道嚴寒。或僧來云、「冬至、和尚萬福。學光三學、早歸本鄉、常爲國師^(c)」云云。有多種語。此節總竝與本國正月一日之節同也。俗家・寺家各儲希膳、百味總集、隨前人所樂、皆有賀節之辭。道俗同以三日爲期、賀冬至節。此寺家亦設三日供、有種惣集。(開成三年(838)十一月二十七日條)

冬至には、僧俗、貴賤の別なく³⁶、みな互いに慶賀の挨拶を交わし、日本の正月に類するものであったらしい。また、下線で示した「冬至之辭」「賀節之辭」は、敦煌發見の書儀中に對應する表現を見出すことができ³⁷、こちらも書儀の影響を示唆している。

³²概して書儀は「○○表/狀/啓」、辭儀は「○○語」という標題が附されている。

³³前掲那波論文 p.33

³⁴趙和平氏ら中國の研究者も、口頭での挨拶文も含まれていることを認識しつつ、それらも書儀の一部として扱っている。趙和平「敦煌書儀中的口頭用語問題初探」『慶祝潘石禪先生九秩華誕敦煌學特刊』臺北，文津出版社，1996，pp225-248など参照。

³⁵テキストについては小野勝年『入唐求法巡禮行記の研究』(全四卷)(東京，鈴木學術財團，1964)に依った。

³⁶敦煌發見の書儀には、官人の使用に向けて編まれたもの(表狀箋啓書儀；S.1725v「唐前期書儀」「賀至歲」、P.3100v「書儀」「冬至」、P.4092「新集雜別紙」「賀冬」など)や、庶民一般の利用を考慮したもの(吉凶書儀；S.329「書儀鏡」「與四海賀冬書」、P.3691「新集書儀」「又冬至賀語」「又冬至」ほか)が残されている。

³⁷(a) S.6537v14 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』：「觀夫冬至、云晷運環周、今改云晷運推移也。」(録文：趙和平『研究』p.480)；S.1725v「唐前期書儀」「賀至歲啓」：「名啓，晷運推移，日南長至〔晷

もし語註で示したように、Dx.01698の結びの句が「謹專修（/奉/附）狀陳賀以聞」と書かれていたとすると、この「賀冬」は口頭の挨拶ではなく手紙に記されることを意圖した文例であることは言うまでもない。

3. Dx.01698 全體を通して

3.1. 書儀としての性格

前章において、Dx.01698に含まれる三つの書儀について、それぞれ簡単に内容を確認した。内容に一貫性のない個別の書儀が一枚の紙に書寫されている Dx.01698 はどのような書儀なのだろうか³⁸。

敦煌發見の書儀はこれまで朋友書儀、吉凶書儀、表狀箋啓書儀の三つに分類されてきた³⁹。前者ほど成立は古く、後者ほど地方性が強くなる⁴⁰。本稿の冒頭で述べた通り、Dx.01698 は表狀箋啓書儀に分類されるものである⁴¹。つまり、官僚（とりわけ地方官僚）に需要のある文例を集め、編修された書儀のひとつということになる。recto5 行目「某官」、verso7 行目「臣△」、verso10 行目の「右～」といった官僚向けの公的性格の強い書儀に見られる常套句が用いられており、この分類に異論はないだろう。

『甘棠集』や『記室備要』⁴²をはじめとしてこれまで紹介されてきた書儀はいずれも、利用対象、目的や場面などにより用例が系統的に排列されている。それに對して、Dx.01698 は内容が整理分類されておらず書儀として利便性に缺けていて、そのような書儀が廣く受け入れられていたとは考えがたい。そのためこの Dx.01698

云、元正啓祚、萬物唯新]、伏惟某官 公膺時納祐、整無不宜。（〔 〕内原註）(b)(c)冬至に限らず「○○萬福」は頻用される挨拶表現である。敦煌發見の書儀・書簡文において、多くは「伏惟〔手紙の受取人〕尊體起居萬福」のかたちで表れる。P.2646「新集吉凶書儀」「起居狀」：「伏惟△官尊體動止萬福。」；S.1284「西州釋昌富靈圖寺陳和尚狀」：「伏惟靈圖寺和尚尊體起居萬福。」

³⁸さらに册子本のほかの頁にも別の書儀が記されていたと推測される。

³⁹敦煌發見の書儀の全體像については、趙和平「敦煌寫本書儀略論」（周一良・趙和平『唐五代書儀研究』北京，中國社會科學出版社，1995，pp.1-37）、前掲張小豔『敦煌書儀語言研究』第一章第一節（pp.6-18）、現在までの研究狀況については、同書第一章第二節（pp.18-44）などに詳しい。

⁴⁰朋友書儀は、索靖「月儀」に起源を發し、唐初期に編纂された。吉凶書儀は、『舊唐書』「藝文志」にも擧げられる鄭餘慶「大唐新定吉凶書儀」に代表され、唐五代期に廣く流行した。表狀箋啓書儀は、多くが敦煌歸義軍期に地方で作成されている。趙和平「敦煌寫本書儀略論」参照。

⁴¹表狀箋啓書儀に収録される書簡の模範文は、吉凶書儀中の公的な部分と重なる。そのことは、先に紹介した「賀冬至」の類が、吉凶書儀、表狀箋啓書儀のいずれにも見られることから明らかである。吉凶書儀からの抜粹、収集によって作成されたと考えて、廣義に解すれば吉凶書儀の一種と見なすことも可能であろう。ただ、表狀箋啓書儀には、吉凶書儀のような儀注としての機能はない。

⁴²『記室備要』録文：趙和平『輯校』pp.76-126。

は不特定多数の人物による利用を考慮して書寫されたものではなく、個人的なものであったと理解したい。興味關心あるいは必要に應じて、思いのままに書き留めたメモであるとするならば、このように中身にばらつきがあっても何ら不自然ではない。ここに見られる三つの書儀について、それぞれ類似するものはあっても完全一致する文例を現存する他の寫本から見いだすことは出来ないが、おそらくは當時廣く一般に流布していた書儀からの書き寫されたものであると考えてよいだろう⁴³。

3.2. 書寫年代と書寫した人物

さて、この寫本はいつ誰によって書寫されたのであろうか。

これまで確認してきたように、Dx.01698 は公的性格の強い文例を集めたものである。したがって、これを利用しようとする人物は自ずと官僚に限られてくる。

年代比定については、①「侯侍郎直諫表」をもとに推定が可能である。侯昌業が直諫表を皇帝に奉ったのは廣明元年(880)年であることが『資治通鑑』より明らかであり、この寫本の書寫年代はもう少し下るはずである。中原で話題となったであろう直諫表が、かたちを変え書儀として敦煌に流布するまでの期間を考慮すれば、9世紀末から10世紀の比較的早い時期に書寫されたと考えるのが妥当ではないかと思われる。唐代の避諱字である「民」(verso4行目)や「世」(同5行目)に缺筆が見られないことも、唐滅亡(907)以降であることを示唆している⁴⁴。メンシコフ目録では、9-11世紀頃の寫本であるとするが、もう少し限定することができる。またこれは、敦煌で發見される冊子本の多くが9-10世紀のものである⁴⁵、と

⁴³個人が自分用に抜き書きを作成していたことは容易に想像できるが、さらに組織的に既存の書儀の再編纂が行われることもしばしばあったようである。P.2646 張放撰「新集吉凶書儀」(吉凶)には、「今朝廷遵行元和新定書儀(【筆者注】元和年間に成立した S.6537 鄭餘慶撰「大唐新定吉凶書儀」(吉凶))、其間數卷、在於凡庶、固無所施、不在於此、今採其的要、編其吉凶、錄爲兩卷、使童蒙易曉、一覽無遺、故曰纂要書儀。」(録文：趙和平『研究』p.518)とあり、これはもとは數卷あったものを必要な部分だけ採りだして二卷に編み直した「纂要書儀」であることがわかる。この他、P.2616v「新定書儀鏡」(吉凶)がS.329+S.361「書儀鏡」(吉凶)の簡略本であることが指摘されており(榮新江「敦煌本《書儀鏡》爲安西書儀考」柳存仁等著『潘石禪先生九秩華誕敦煌學特刊』臺北、文津出版社、pp.267-273)、「新集」「新定」と原題にある書儀は、オリジナルの書儀が別に存在していたものと考えられる。すでに述べた通り「侯侍郎直諫表」だけは、もととなった侯昌業の直諫表に手を加えて「書儀」の體裁が整えられた形跡がみられる。P.2811vの存在から當時侯昌業の直諫表そのものが廣く知れ渡っていたことが察せられるが、おそらくDx.01698はすでに書儀に加工されたものからの寫し書きであろう。個人がわざわざ職官を改めるようなことはしないと思われる。

⁴⁴「世」「民」の避諱については、「唐代資料にみえる「世民」兩字の避諱」中村裕一『唐代官文書研究』京都、中文出版社、1991、pp.508-523に詳しい。

⁴⁵註7 參照。

いう点からも矛盾はない。

4. おわりに

以上、Jx.01698 について簡単に内容を紹介した。書寫される三つの書簡の文例のうち「侯侍郎直諫表」は実際に使われた書簡が雛形となっており、先行研究で取り上げられてきた書儀とは異なる特徴を有するものであることが明らかとなった。これは、書儀の淵源と発展を考える上で重要な資料であると考えられる。大まかに言って書儀とは、禮制上の觀點からこうあるべきであるという手紙の書き方を示した文例集と見なされているが、それ以外に、その当時注目を集めていた書簡に手を加え體裁を整えて編まれた文例集が存在していた可能性も否めないであろう。事實を投影する書儀の類例が他にも確認できれば、歴史史料としての価値も一層高まるはずである。

現在の一般的な分類に基づけば①「侯侍郎直諫表」、②「謝酒飯状」、③「賀冬」はいずれも「表状箋啓書儀」である。しかしながら成立過程などを考慮すると①と②、③は全く異質のものであり、もう一度書儀全體の分類方法を見直す必要性が感じられる。個々の書儀がいつ誰によって、どのような目的で、何を元にして作成されたのか、といった背景に留意し書儀を細分類することを今後の課題としたい。さらに、「書儀」とは何か、という問題についても検討の餘地が残るかと思われる。

本稿で扱ったのはほんの一つの寫本にすぎないが、その資料的価値は決して見過ごされるべきではないだろう。ここではいづらか問題を取り上げたに留まり、十分に考察できていない部分も多々あるが、Jx.01698 の重要性を少しでも示すことができたならば幸いである。ご指導ご叱正を賜りたい。